

当健保組合では、みなさんの健康づくりをサポートする事業を 28 年度も積極的に実施してまいりますので、どうぞご利用ください。

①人間ドック・イーウェル一般健診 A1 の費用補助

詳細は下記をご覧ください。

②特定健診・特定保健指導

40 歳以上の被保険者・被扶養者を対象に実施（外部の委託機関も利用しています）。

③がん検診の費用補助

事業主が実施するがん検診について、事業主へ費用の一部を補助します。

④「ファミリー健康相談」「ベストドクターズ・サービス」の電話相談

無料で医療や子育て、介護などの相談ができます（詳細は裏表紙をご覧ください）。

⑤無料歯科健診

年 2 回ご利用いただけます（詳細は裏表紙をご覧ください）。

⑥育児図書の配布

初産者（被保険者・被扶養者）に対し、『赤ちゃん和妈妈』を月 1 回（1 年目）、『1・2・3 歳』を年 4 回（2 年目）配布。

⑦機関誌等の発行

『Sawayaka』を発行・配布し、ホームページに掲載します。

※いずれも利用日時点で当健保組合の被保険者、被扶養者であることが条件です。

人間ドック・一般健診のご案内（制度は27年度と変更ありません）

詳細は当健保組合のホームページ（URL は裏表紙を参照）か、『2016 年度健康診断のご案内』をご覧ください。

■受診対象者と受診コース

- ・いずれか 1 つのコースを、年度内（4 月から 3 月）に 1 回ご受診いただけます。
- ・ご受診時点で当健保組合の被保険者・被扶養者である方が対象です。
- ・健康診断事務委託業者（㈱イーウェル）と契約のある健診機関でのご受診のみ補助があります（健診機関一覧は当健保組合のホームページをご覧ください）。

■人間ドック・一般健診概要

被保険者（一般・任意継続） 被扶養者（一般・任意継続） （20歳以上：年齢は、2017年3月31日時点にて算出）	●イーウェル人間ドック A コース（日帰り） 〔特徴〕「特定健診項目」と「胃部検査」を含む各健診機関オリジナルの人間ドック ●イーウェル人間ドック C コース（2 日以上） 〔特徴〕「特定健診項目」と「胃部検査」を含み、検査が 2 日以上かかる各健診機関オリジナルの人間ドック <自己負担金額> 5,000 円（+健保補助上限超過額*） * 健診費用総額（オプション検査等を含む）から自己負担金額 5,000 円を差し引いた額が、健保補助額の上限（40,000 円）を超えた金額についても、5,000 円に加え自己負担となります。
被保険者（任意継続） 被扶養者（一般・任意継続） （20歳以上：年齢は、2017年3月31日時点にて算出）	●イーウェル一般健診 A 1 コース 〔特徴〕身体測定、胸部検査、聴力、尿検査、血液検査、心電図検査等一般的な健診を受診できます。 <自己負担金額> 3,000 円（+指定外オプション検査費）
申込方法	当健保組合のホームページで受診健診機関を決め、健診機関へ直接電話予約をし、 （㈱イーウェルへ受診券発行依頼（パソコンまたは郵送）をしてください

予約期間：2017年 2 月 28 日（火）まで

受診期間：2017年 3 月 31 日（金）まで

健康診断事務委託業者（株）イーウェル 健康サポートセンター
TEL:0570-057091（受付時間9:30～17:30 日・祝日・12/29～1/4休み） URL <https://www.kenkobox.jp/>
※上記番号がご利用いただけない場合はTEL:03-5645-1262におかけください。

柔道整復師の 施術は 正しく 受けましょう



整骨院や接骨院で、柔道整復師の施術を受ける人が増えています。どんな施術にも健康保険が使えるわけではありません。健康保険が使えるケース、使えないケースを確認しておきましょう。

ご注意ください！

受けられた施術が、健康保険の適用範囲内でなければ、後日、治療費の全額または一部を自己負担（返還）していただくことがあります。医療費は、事業主とみなさんに納めていただいた保険料でまかなわれています。不適正な医療費支出は健保組合財政の悪化を招き、保険料の負担増加につながりかねません。整骨院・接骨院にかかるときは、下記のルールを守りましょう。

柔道整復師にかかるときの注意事項・お願い

- 健康保険で施術を受けられるのは、下記のとおり限られています。痛みの原因、症状を正しく具体的に柔道整復師に伝えましょう。
- 「療養費支給申請書」は、健保組合への療養費の請求を柔道整復師に委任するものです。施術内容等を確認せずに名前などを記入したり、白紙の申請書に記入するのは、誤った請求を招く原因になります。よく確認して自筆で記入しましょう。
- 治療を受けた日の領収証は必ずもらい、大切に保管しておいてください。後日、健保組合から照会させていただく際に必要です。
- 柔道整復師にかかる療養費のなかには、健康保険の対象とならない誤った請求や、不適正な請求が一部に見受けられます。健保組合では医療費支出の適正化を図るため、柔道整復師の施術を受けた方に施術内容などを照会させていただく場合があります。照会があった際はご協力をお願いします。

○使えるケース

- 外傷性の打撲、ねんざ、肉離れ
 - 骨折、ひび、脱臼の応急処置（応急処置でない場合は医師の同意が必要です）
- ※通勤中や勤務中のけがは、労災保険の取り扱いとなります。

×使えないケース

全額自己負担になります

- 慢性的な肩こり・筋肉疲労
- 神経痛やリウマチなどからくる痛み・こり
- あんま・マッサージ代わりの利用
- スポーツによる筋肉痛
- 症状の改善がみられない長期にわたる施術
- 応急処置後、医師の同意のない骨折、ひび、脱臼
- 過去の負傷等による後遺症
- 異なる患部への " ついでマッサージ "

はり・きゅう・あんま・マッサージを健康保険で受けるとき

費用の全額を支払い、1 ヶ月ごとに健保組合に請求してください。審査後、自己負担額を除き、定められた額を支払います（手続きに時間がかかることについて、ご了承ください）。

被扶養者の 変更手続きを 忘れずに



被扶養者の生計関係、収入増減、健康保険加入状況にご注意いただき、被扶養者資格を満たさなくなった場合、速やかに資格喪失手続きを行ってください。手続きが遅れますと、資格喪失後に誤使用された場合の医療費をご返還いただくなどの手続きが必要になります。

■こんな場合は資格喪失の手続きが必要です■

- ・被扶養者が就職し、就職先の健保組合等の健康保険に加入したとき
- ・被扶養者の今後の年間収入（パート、年金の他、全ての収入）が年間 130 万円（60 歳以上または障がい者は 180 万円）以上見込まれるとき
- ・別居している被扶養者への仕送りをやめたとき（生計維持関係の解消）

など

該当する方は速やかに、事業所健保窓口を通じて健保組合への届出書の提出と健康保険証の返却をお願いします。